

二次医療圏の設定について

香川県健康福祉部医務国保課

医療圏の設定について①

○医療計画における二次医療圏について

- 医療法において、病床の整備を図るべき地域的単位（二次医療圏）、特殊な医療を提供する地域的単位（三次医療圏）をそれぞれ定義し、医療計画の中で各圏域を定めるよう規定。
- この他、5疾病・6事業及び在宅医療に係る圏域については、二次医療圏を基礎としつつ、地域の実情に応じた弾力的な設定が可能。

○第7次医療計画策定に係る「医療計画作成指針」の要点

- 二次医療圏の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定。

（認定の際に参考となる事項）

- ⇒ 人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討。

なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要。

- ⇒ 地域医療構想の構想区域に二次医療圏を合わせることが適当。

医療圏の設定について②

○第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ（抜粋）

I 医療計画全体に関する事項

5 二次医療圏及び基準病床数について

（1）二次医療圏の設定

既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討することとする。その基準は第7次医療計画における考え方を踏襲し、見直しを行わない場合においてはその理由（地理的条件、面積、交通アクセス等）を明記することとする。 5疾病・5事業及び在宅医療における圏域については、引き続き弾力的に設定することを可能とする。

（中略）

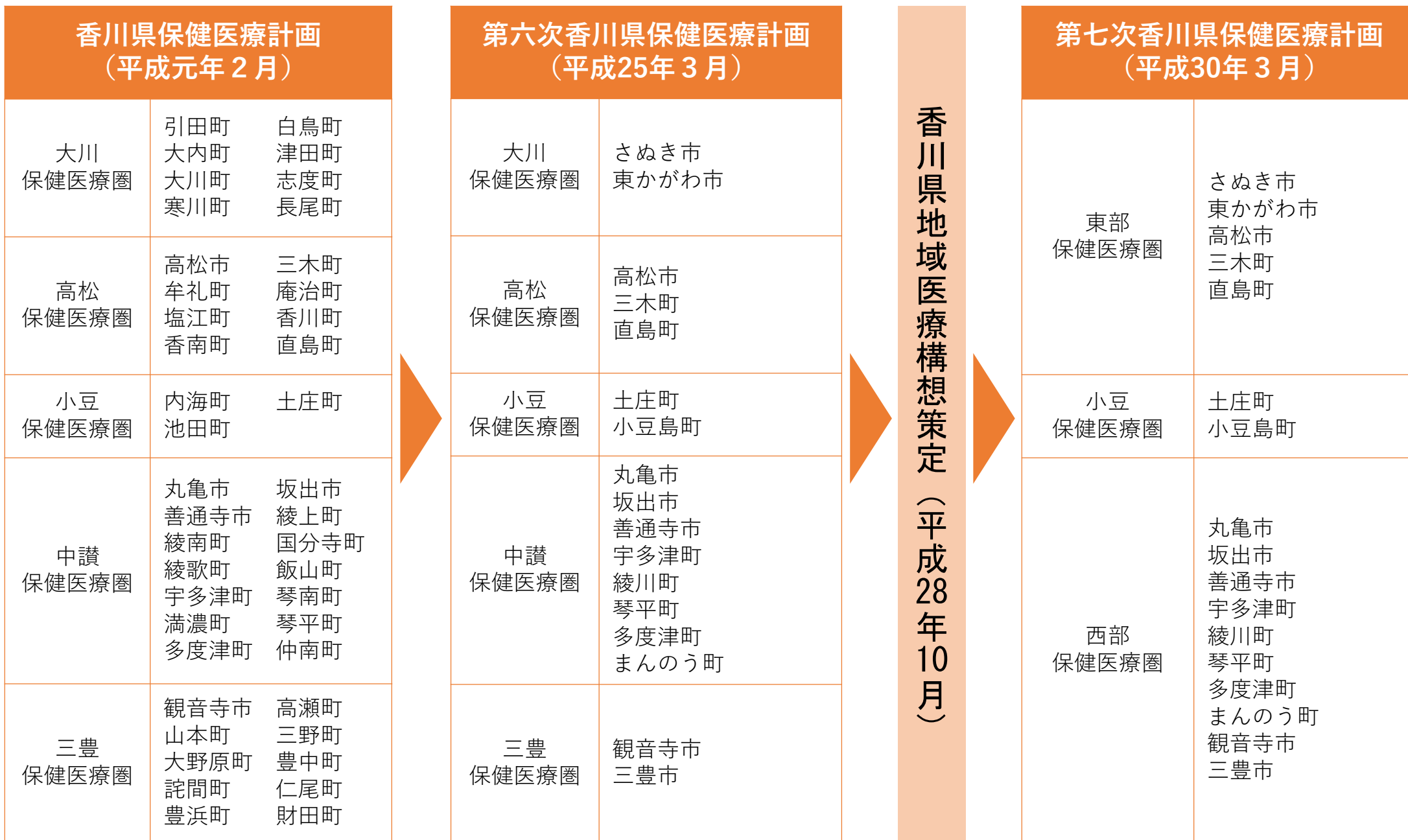
都道府県が医療計画を策定する際は医療圏の設定について優先的に議論を行うとともに、その検討状況を先んじて国に報告するよう求める。

中長期的には更なる人口動態の変化が予測されていることから、将来的な医療圏のあり方については第8次医療計画での取組を踏まえつつ引き続き検討を行うこととする。

令和4年12月28日
第8次医療計画等に関する検討会

二次医療圏について①

○第七次香川県保健医療計画までの二次医療圏



二次医療圏について②

○二次保健医療圏見直し要件に関する現状

厚生労働省通知「医療計画について」において、「特に、人口規模が20万人未満であり、かつ、二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合が20%未満、推計流出入院患者割合が20%以上となっている既設の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することが必要である。」とされている。

【人口・流入患者割合・流出患者割合】

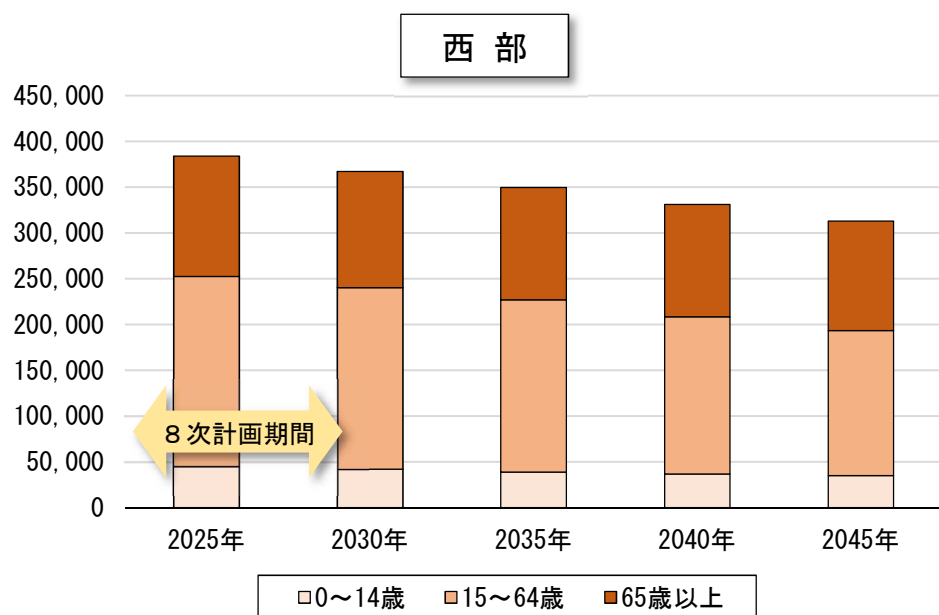
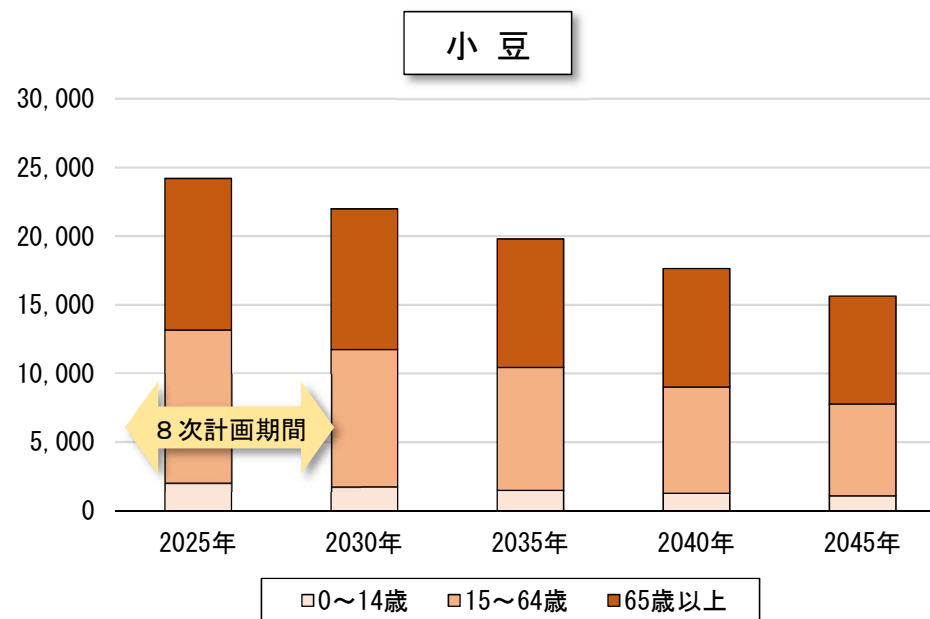
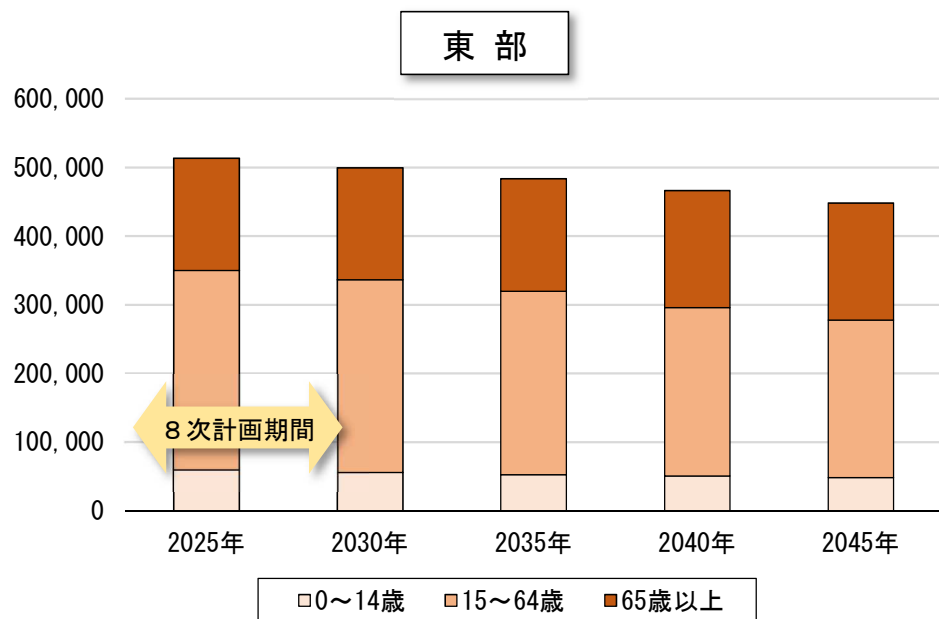
三次医療圏	二次医療圏	旧医療圏	人口（千人）	病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者	
				流入患者割合（%）	流出患者割合（%）
香川県全域	東部	大川	73	10.1	10.8
		高松	443		
		東部計	516		
	小豆	小豆	26	2.3	27.9
	西部	中讃	276	10.5	8.9
		三豊	115		
西部計		391			

※人口は香川県統計調査課資料（令和4年12月1日現在）

※流入（流出）患者割合は令和2年度患者調査（令和2年10月）による参考値。第七次香川県保健医療計画の策定においては、厚生労働省から提供された、患者調査を基にした「医政局地域医療計画課による特別集計」を採用している。

二次医療圏について③

○将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 2018年3月推計）



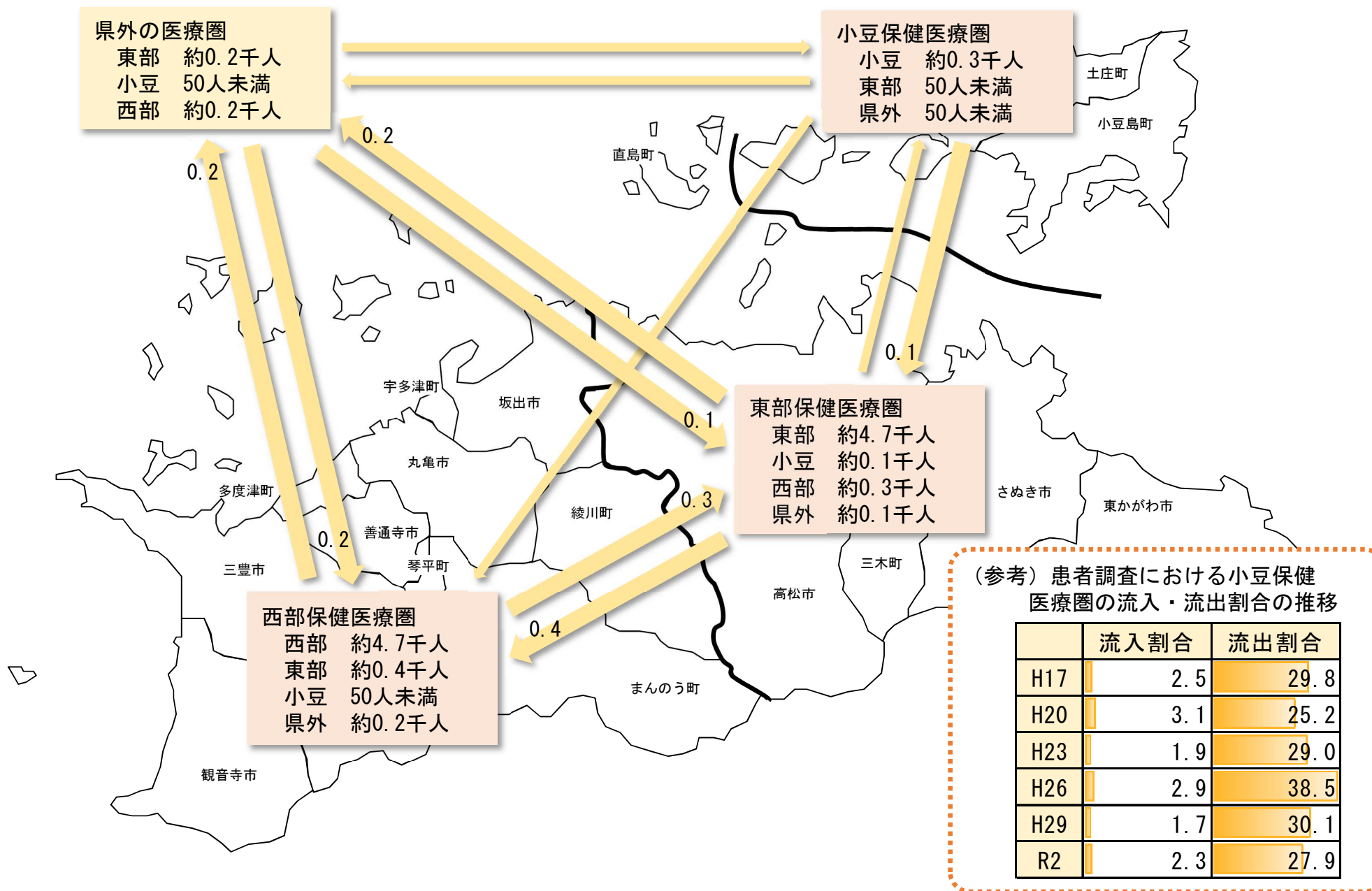
(参考) 小豆保健医療圏より人口の少ない二次医療圏

順位	都道府県	二次医療圏	人口※
1	島根県	隠岐	19,122人
2	長崎県	上五島	19,791人
3	北海道	南檜山	21,139人
4	東京都	島しょ	24,461人
5	長崎県	壱岐	24,948人
6	長野県	木曾	25,476人
7	香川県	小豆	26,716人

※2020国勢調査による。

二次医療圏について④

○令和2年患者調査における推計入院患者数（病院）の状況



二次医療圏について⑤

○第八次香川県保健医療計画における二次医療圏（案）

5 疾病・6 事業及び在宅医療の医療連携体制に係る圏域については、個別・弾力的に設定することとした上で、第八次香川県保健医療計画における二次医療圏は、以下の理由から、第七次計画と同様に、東部、小豆及び西部の3保健医療圏としてはどうか。

- 地域医療構想との整合を図り、構想区域と二次医療圏を合わせることが適当とされていること。
- 東部・西部保健医療圏は見直し要件に該当しないこと。

また、小豆保健医療圏は見直し要件に該当するものの、基本的医療への患者のアクセス面や、直近の患者流入状況等を勘案すると、引き続き、「離島であり、かつ、一定の人口規模を有するため、島内で確保すべき医療提供体制について、他の圏域とは別に検討する必要がある」と考えられること。

第八次香川県保健医療計画（案）

東部 保健医療圏	さぬき市、東かがわ市、高松市、三木町、直島町
小豆 保健医療圏	土庄町、小豆島町
西部 保健医療圏	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町

その他の医療圏について

○ 5 疾病 6 事業及び在宅医療に係る医療圏

- 5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。
- 第8次医療計画からは、6 事業目（新興感染症）に係る圏域の設定が必要。
- これらの圏域については、各個別事項の素案と合わせて、改めて案を提示したい。

【その他の圏域 ※7次計画の圏域を参考記載】

がん	5 圏域
脳卒中	5 圏域
心筋梗塞等の 心血管疾患	5 圏域
糖尿病	5 圏域
精神疾患	香川県全域

救急医療	5 圏域
災害時における 医療	5 圏域
へき地の医療	香川県全域
周産期医療	3 圏域
小児医療	5 圏域
在宅医療	各市町単位
新興感染症	新たに設定